



### 3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書、証明書類等の提出先

- (1) 電子調達システムによる場合は、電子調達システム上で PDF ファイル形式により送信すること。
- (2) 電子調達システムによらない場合は、下記の係まで持参又は郵送（書留郵便に限る。）するか、又は、下記メールアドレス宛てに PDF ファイル形式により送信すること。

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目 9 番 16 号

東北森林管理局 総務企画部 経理課 企画係

電話 018-836-2074

e-mail : [t\\_keiri@maff.go.jp](mailto:t_keiri@maff.go.jp)

### 4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和 8 年 3 月 9 日（月）から受け付け、令和 8 年 3 月 10 日（火）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までに限ります。
- (2) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送、電子メールによる提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（案件名）見積書在中」と必ず朱書きしてください。  
電子メールによる提出の場合は、見積書（及び内訳書）を PDF 化し、上記 3 の e-mail 宛てに送信することとし、送信する際に電子メールの件名に「（案件名）見積書提出」と記載すること。
- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を見積書に添付するものとし、内訳書の各項目に金額を記入の上、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。

### 5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは令和 8 年 3 月 11 日（水）10 時に行い、その結果については、見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

東北森林管理局随意契約見積心得第4条のとおりです。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

(1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。

(2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します(契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。)

10 その他

(1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。

(3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

(4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>

をご覧ください。

## 仕様書

物件名:デジタル複写機保守点検業務(東北森林管理局 大判コピー機)

## 1 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

## 2 対象となる機器名及び設置場所

リコー MP W6700

東北森林管理局 計画課 1台

## 3 保守点検業務内容等

(1)受注者は、機器の点検・調整等、毎月1回以上定期的を実施すること。また、併せてカウンターの数値確認作業を実施すること。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月末日(平日)に実施することとする。

(2)受注者は、機器が故障した場合は、遅滞なく技術員を派遣し、正常な状態に回復すること。ただし修繕に必要な部品等が供給停止により、正常な状態に回復することが困難な場合を除く。

(3)複写機の保守調整等に必要とされる部品(トナー、用紙は除く)の費用は、「カウンター方式」による1枚当たりの単価契約とし、すべて、保守料金に含むものとする。

(4)複写機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、受注者の負担とする。

ア 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。

イ 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。

ウ 天災・地変その他これに類する災害による場合。

(5)コピー予定枚数(月予定枚数×12ヶ月)

モノクロコピー・プリント

月400カウント×12ヶ月=4,800カウント

## 4 代金の請求

毎月の総複写枚数に契約単価を乗じた総金額を算出する。(A)

その総金額から不良コピー、テストコピー分としてモノクロ2%を控除金額として算出する。

(B)

総金額(A)から控除金額(B)を差し引いた金額に消費税を上乗せした金額を請求金額とする。

## 5 カウンターの数値は、次のとおり出力用紙サイズ別に進むものとする。

用紙サイズ	カウント数
A4・A3・B4	1カウント
A2・B3	2カウント
A1・B2	3カウント
A0・B1	5カウント

## 6 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

# 履行証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

令和8年3月11日に見積合わせを行う下記の物件については、添付の農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)における営業品目を営業内容としていること及び仕様書等の条件を満たす業務が可能なることを下記のとおり証明いたします。

## 記

1. 物件名
2. 添付書類 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し  
種類 役務の提供等  
地域 東北地域  
営業品目:情報処理又はその他

住所

氏名

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 年 月 日
- 2 件 名
- 3 見積書提出に関する一切の件

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官  
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

様式第1号（第3条）

見 積 書

見積物件名： \_\_\_\_\_

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び随意契約見積心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾のうえ、見積りします。

年 月 日

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

(見積者)

所在地  
会社名  
代表者氏名

(代理人)

所在地  
会社名  
代理人氏名

## 見積内訳書

物件名: デジタル複写機保守点検業務(東北森林管理局 大判コピー機)

機器: リコー RICOH MP W6700

設置場所: 東北森林管理局 計画課

	種 別	複写(使用)枚数	単 価 (円)	予定使用カウント (枚)	契 約 月 数	予 定 金 額 (円)	備 考
保 守 点 検 料 金	基本料金	400カウントまで			12ヵ月		
	保守点検料計						
	消費税(10%)						
	合 計						

(案)  
請 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

住 所  
社 名  
代表者氏名

- 請 負 名 デジタル複写機保守点検業務（東北森林管理局 大判コピー機）
- 請 負 内 訳 別紙仕様書のとおり
- 履 行 場 所 東北森林管理局 計画課  
（秋田県秋田市中通五丁目 9 番 16 号）
- 契 約 金 額 金 円也  
（うち消費税及び地方消費税額 金 円）  
（注）「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算出したもの並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出されたもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 履 行 期 限 自 令和 8 年 4 月 1 日から  
至 令和 9 年 3 月 31 日まで
- 契 約 保 証 金 免 除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条 項

- 第 1 条 頭書の請負内容に基づき履行期限内に完成します。
- 第 2 条 頭書の期限までに請負を完了することができない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び完成見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
- 第 3 条 頭書の期限までに請負を完成することができない場合は、前条の定める承認にかかわらず、損害賠償金として、完成期限の翌日から起算して完成の日までの日数に応じ、未完成部分に対する契約金額に国の債権管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付します。  
ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。
- 第 4 条 請負が完成した時は、その旨貴官に通知し、10 日以内に検査を受けることとします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。
- 第 5 条 前条に定める検査の結果、検査に合格しない場合は、直ちに引き替え又は改造します。
- 第 6 条 代金の支払いは、当方の適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内にお支払い下さい。
- 第 7 条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
  - (1) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
  - (2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
  - (3) 破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合
  - (4) 当方からの契約の解除を申し出た場合
- 第 8 条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を貴官の請求により納付します。  
ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。
- 第 9 条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは承継しません。
- 第 10 条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。
- 第 11 条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。